

1

宅地開発許可前の手続き、事前説明等

開発者や開発予定者は、宅地開発の許可前に、次に掲げる手続きや住民への事前説明等が必要となります。

第3条 計画上の配慮事項

- ・開発予定者は、宅地開発を計画するにあたり、自然環境の保全や周辺の生活環境に配慮するとともに、井戸の枯渇等の地下水障害が生じないように努めなければなりません。

第4条 事前協議の実施

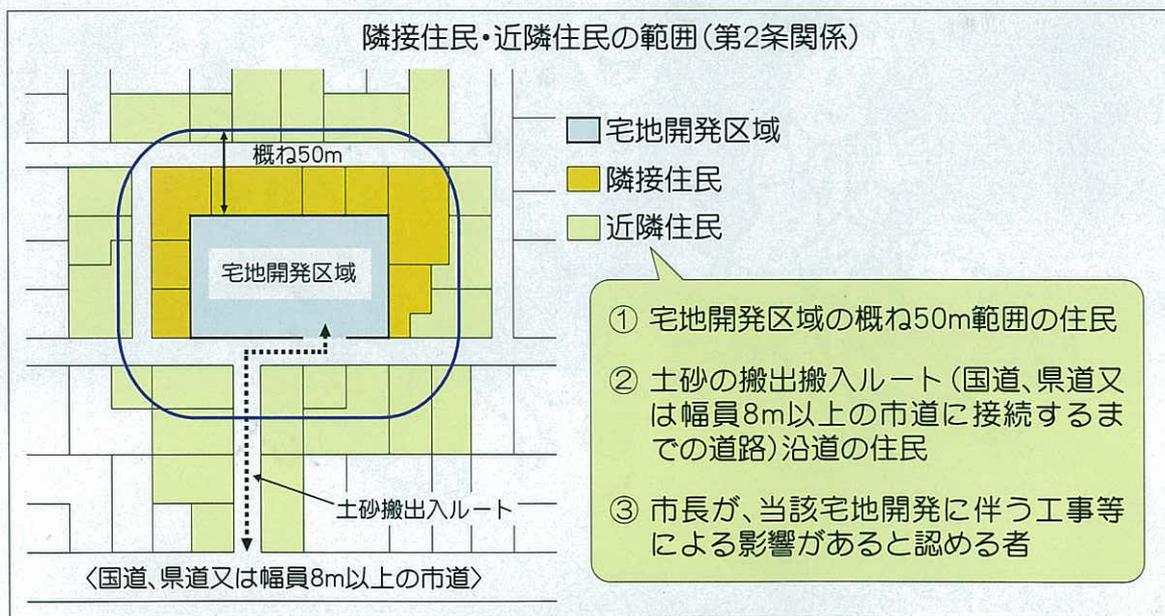
- ・開発予定者は、円滑かつ確実な宅地開発を進めるため、農地法や建築基準法など、関係法令に定める事項について、事前に調整を行うとともに、公共施設等の配置、整備、管理等について、市長と協議しなければなりません。

第5条 地区計画等に関する協議

- ・将来にわたり快適な生活環境を保持する観点から、開発予定者は、1ha以上の宅地開発を行う場合等は、地区計画の都市計画決定について、市長と協議しなければなりません。

第6条～第8条 事前説明等の実施

- ・開発予定者は、計画概要を記載した標識（宅地開発予定標識）を、宅地開発区域内の見やすい場所に設置し、また、宅地開発の内容について、必ず隣接住民への周知を行い、その状況を市長に報告しなければなりません。（開発許可の事前協議や宅造許可申請時）
- ・また、近隣住民から、事前説明の申出があったときは、開発者（開発予定者）は、個別説明や説明会等により宅地開発の計画について説明しなければなりません。
- ・宅地開発予定標識の設置期間は、工事に着手する日までの間となります。



第9条 宅地開発に係る紛争解決の努力

- ・開発者（開発予定者）と住民は、宅地開発に係る紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、互譲の精神を持って自主的な解決に努めなければなりません。